

令和8年度 市町村による住宅建設等への支援制度調査票 いわき建設事務所管内

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
いわき市	都市建設部	住まい政策課	住宅計画係	0246-22-1178	いわき市個人住宅優良ストック形成支援事業	6月より公開予定	その他	補助金	市内施工業者が行う工事代金が10万円以上（消費税相当額を含む）で、必須工事（バリアフリー化、省エネ化等）を含む、個人住宅に係る改良工事に対し、工事代金の10%を補助。ただし、補助限度額は15万円。	次の全ての要件を満たす方 ① いわき市に住民登録している方。 ② 個人住宅の所有者本人又はその親族であり、かつ、当該個人住宅に居住している方。 ③ 世帯全員が市税を滞納していないこと。 ④ 以前に同一の住宅に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと。 ⑤ 昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅のリフォーム等を行う場合は、補助金等の交付の申請日までに、「いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業」等への申込みを行うこと。 ⑥ いわき市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または、同条7号に規定する社会的避難関係者でないこと。 ⑦ 申請時点において補助対象となる工事の着手（契約）をしていないこと。
いわき市	都市建設部	住まい政策課	住宅計画係	0246-22-1178	いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業	6月より公開予定	耐震化	その他	木造住宅の耐震性を診断するものを派遣する事業 一部個人負担あり	次の全ての要件を満たすこと ① 所有者、賃借者が自ら居住している又は住宅購入予定者が自ら居住するために購入する住宅(店舗などの用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものを含む)、または賃借 ② 工事着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による3階建て以下の住宅 ④ この事業による耐震診断を受けていない住宅 ⑤ 申請者が市税を滞納していないこと
いわき市	都市建設部	住まい政策課	住宅計画係	0246-22-1178	いわき市木造住宅耐震化工事支援事業	6月より公開予定	耐震化	補助金	木造住宅を耐震診断した結果、耐震性が無いとされるものについて、耐震化工事の施工費を補助する事業。 ・施工費の80%以内 (一般耐震改修工事・現地建替工事：上限115万円、簡易・部分耐震改修工事：上限69万円)	次の全ての要件を満たすこと ① 所有者、賃借者が自ら居住している又は住宅購入予定者が自ら居住するために購入する住宅(店舗などの用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものを含む) ② 工事着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による3階建て以下の住宅。 ④ いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業により耐震診断を行い、耐震基準に適合していないものと診断された住宅。 ⑤ 補助金の交付決定する年度内に耐震改修工事が完了するもの ⑥ 建築基準法に違反していない住宅 ⑦ この事業の他、耐震改修による補助金の交付を受けたことがないこと。 ⑧ 申請者が市税を滞納していないこと。 (現地建替工事の場合は以下の要件が付加) ⑨ 省エネ基準を満たすこと。 ⑩ 土砂災害特別警戒区域外であること。 ⑪ 避難路沿道に存すること。
いわき市	都市建設部	住まい政策課	空き家対策係	0246-22-7593	いわき市空き家バンク活用支援事業	5月より公開予定	空き家	補助金	「空き家バンクいわき」の利用促進による空き家の解消を図るため、空き家バンク登録に必要な「登記手続き等」に要する費用と、空き家バンクを通じて購入等をした建物の「改修」に要する費用の一部を補助。 ○「登記手続き等」に係る補助 補助対象経費の1/2、上限5万円 ○「改修」に係る補助 補助対象経費の1/2、上限50万円	○登記手続等の支援 【対象空き家】 「空き家バンクいわき」への登録を予定している空き家で、個人が所有しているもの 【補助対象者】 補助対象空き家の所有者又はその相続人 【補助対象経費】 ・補助対象空き家の不動産登記に係る登記手数料相当額及び ・不動産登記を行う資格を有する司法書士等に係る委託料 ・補助対象空き家の相続登記に係る戸籍謄本、住民票等の手数料相当額及び通信運搬費等 ○改修の支援 【対象空き家】 「空き家バンクいわき」に登録されている空き家 【補助対象者】 自らが居住するために令和3年4月1日以降に購入又は賃借する方 【補助対象経費】 補助対象空き家の内外装、玄関、居室、台所、浴室、便所等の改修に係る費用
いわき市	都市建設部	公園緑地課	管理係	0246-22-7518	緑化推進事業 (生垣設置奨励補助金交付制度)	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001293/index.html	その他	補助金	生垣を設置される方に補助金を交付。また生垣設置のためブロック塀等の撤去を行う場合は、その費用を補助。 【生垣設置】 1m当たりの補助限度額を5,000円とし、総延長の補助限度額を100,000円とする。 【ブロック塀等撤去】 1m当たりの補助限度額を5,000円とし、総延長の補助限度額を100,000円とする。	【対象となる生垣】 ① 自己の居住する宅地の周囲に設置されるもの ② 道路に面する部分が総延長5m以上であるもの ③ 生垣に用いる樹木の高さが60cm以上であるもの ④ 生垣の延長1mにつき2本以上樹木が植栽されるもの ⑤ 国又は地方公共団体の所有、管理でない土地に設置されるもの ⑥ 法令等の規定により道路とみなされる敷地に設置されないもの ⑦ 敷地から60cmを超える基礎の上に設置されないもの 【生垣を設置する人が下記に該当する場合は対象から除く】 ① いわき市に住民登録がないとき ② 不動産売買を目的に生垣を設置するとき ③ 市税を納期限までに納めていないとき ④ 既にこの要綱により補助を受けていたとき ⑤ 他の法令等により補助、補償を受けていたとき

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
いわき市	都市建設部	建築指導課	指導係	0246-22-7516	いわき市ブロック塀等撤去支援事業	5月より公開予定	その他	補助金	道路に面して設置されたブロック塀等の所有者に対し、当該塀の撤去に要する費用の一部を補助 ・撤去に要する費用の1/2、または塀の延長×6,250円/mのいずれか少ない額（限度額は125,000円）	次の全ての要件を満たす方 ①市内に存する高さ1m以上の危険なブロック塀等（ブロック塀、レンガ塀、石塀その他の組積造の塀）の撤去 ※道路面からの高さを1m未満に部分撤去するものも含む。 ②いわき市内に本店又は支店等を置く工事施工者により撤去等を行うこと
いわき市	都市建設部	都市整備課	区画整理係	0246-22-1138	いわき市浜ま宅地再生支援事業(空き地バンク登録物件活用支援金)	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1775462943867/index.html	住宅新築・取得	補助金	震災復興土地地区画整理事業を実施したいわき市沿岸5地区（久之浜・薄磯・豊間・小浜・岩間）内の未利用地のうち、空き地バンクに登録された土地を取得（又は賃借）し、かつ、当該土地に住宅を新築または新築の住宅を購入した方に対して、建築費や購入費の一部の補助を行うもの。 【補助額】上限50万円 住宅の新築又は購入に係る経費の2分の1又は次の①～③の合計額のうち低い額 ①基本額 30万円 ②若年世帯加算額 10万円 ③市外移住世帯加算額 10万円 【補助対象経費】住宅の新築又は購入に係る経費。ただし、以下を除く。 ・土地（空き地）の取得に要した経費 ・居住の用に供する建築物以外の、建築又は購入に要する経費（外構工事等） ・併用住宅における住宅部分以外の経費 ・消費税及び地方消費税 【募集期間】令和8年6月30日まで ※募集枠に達しなかった場合は随時受付 【併用できるその他制度の例】 ・住宅金融支援機構（フラット35）による住宅ローン当初5年間の金利引き下げ ・いわき市Uターン支援事業（移住支援金/最大100万円）	次の全ての要件を満たすこと ①空き地バンクに登録されている土地を、令和3年4月1日以降に取得（又は賃借）した方 ②当該土地に、自ら居住する目的で住宅を新築又は新築住宅を購入した方 ③当該住宅の所有者であること。共同所有の場合は持ち分2分の1以上の者（持ち分が2分の1ずつである場合はいずれか一方に限る） ④住戸専用面積が福島県住生活基本計画に基づく、誘導居住面積水準を満たすこと ⑤令和8年4月1日から令和9年3月31日までに居住を開始し、かつ、必要書類（補助金等交付申請書、建物登記簿の全部事項証明書ほか）を提出すること。また、居住を開始する年度の翌年度から起算して3年以上継続して居住すること ⑥同一世帯全員が補助金の申請日において市税に滞納がないこと（転入前の所在地において課税される市町村税や特別区税を含む） ⑦国、地方公共団体その他公的団体から補助対象経費について同様の補助金等の交付または、交付の決定を受けていないこと（国、県の同種事業などとの併用不可） ⑧いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でない方
いわき市	都市建設部	都市計画課	計画係	0246-22-7511	”フラシティーいわきへ”まちなか定住促進事業	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1775532262086/index.html (5月末頃から公開予定)	住宅新築・取得	補助金	いわき市外から、いわき市立地適正化計画に定める「まちなか居住区域」に一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅（マンション）を取得（新築住宅又は中古住宅）し、移住する方を対象として住宅取得経費の一部の補助を行うもの。 ①補助対象経費 住宅取得（工事請負契約又は売買契約）に係る経費。但し、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ・土地取得費 ・外構工事等の居住に用を供する建築物の建築及び購入以外に要する経費 ・併用住宅における住宅部分以外の経費 ・国又は地方公共団体が行う補助金を活用する場合の当該対象経費 ②補助額 基本額(A)+加算額(B+C+D)=限度額150万円 ※(A+B+C+D)の合計は対象経費の1/2を超えてはならない。 (A)いわき市外から「まちなか居住区域」に定住する世帯：110万円 ※福島県内（本市を除く）からの移住世帯については90万円 (B)18-39歳を含む世帯：15万円 (C)いわき市内に本社を置く工務店を利用して住宅を新築する場合：15万円 (D)空き家購入者（「空き家バンクいわき」に登録された建築物の購入者）又は低未利用地取得者：10万円	【補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者】 ①県外移住者又は市外移住者で、まちなか定住区域に定住すること。 ②補助対象住宅の所有者は持ち分1/2以上であること。 ③補助金交付年度の翌年度から3年以上継続して定住すること。 ④補助金交付年度内に本市への移住が完了していること。 ⑤定住する直前の住所がある市町村の住民基本台帳に、住宅取得日以前の期間が1年以上記録されていること。ただし、住宅取得前に移住準備等のため、市内に居住した場合は、転入の届日から住宅取得に係る契約を締結する日までの期間が1年未満であり、かつ、居住する直前の住所がある市町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。 ⑥世帯全員が市税等を完納していること。 ⑦国等から補助対象となる経費について補助金の交付を受けていないこと。 ⑧暴力団関係者でないこと。 【補助対象住宅は、次の要件を全て満たす住宅】 ①取得した日が令和8年4月1日以後のもの。 ②建築基準法等の関係法令に適合していること。 ③昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅にあっては、いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を受けていること。ただし、耐震診断の結果により、耐震改修が必要とされる住宅にあっては、耐震改修工事が完了しているものであること。
いわき市	都市建設部	都市計画課	計画係	0246-22-7511	”フラシティーいわきへ”都市機能誘導施設等整備促進事業	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1583133180260/index.html	その他	補助金	いわき市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、維持・誘導すべき誘導施設又は20戸以上の共同住宅を新築若しくは増築、改築、又は大規模修繕等を行う事業者の方を対象として、対象経費の一部の補助を行うもの。 ※建設にあたっては、いわき市内に本社を置く建設業者が施工、若しくはいわき市内に本社を置く建設業者をJV（共同企業体）構成員として以上構成することが必要 ①対象経費 対象施設の新築、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替えに係る工事請負額及び対象施設の取得に係る売買契約額の合計額 ②新築補助金の額（上限額） ・新規立地の場合：1億円 ・既存施設の維持等の場合：5千万円 ※補助率は対象経費の1/3 ※対象施設の建て替え又は当該区域内へ移転するために施設を除却する場合などについては、上限額の範囲内で除却日も補助対象	【補助金の対象者は、次の全ての要件を満たす者】 ①次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。 ア都市機能誘導施設等を建築し、かつ、都市機能誘導施設等として利用する事業者 イ建築物を取得し、かつ、用途変更により都市機能誘導施設等として利用する事業者 ウ建築物を建築する者であって、当該建築物について都市機能誘導施設等として利用する事業者と賃貸借契約等を締結し、賃貸するもの ②都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定委員会設置要領に基づく審査会において、補助対象候補者として承認を受けた者であること。 ③市税等を滞納していない者であること。 ④暴力団関係者でないこと。 【補助金の対象施設は、次の要件を満たすもの】 いわき市立地適正化計画で定める都市機能誘導施設(※)及び20戸以上の共同住宅。 注)子育て機能（幼稚園、保育所、認定こども園）は、都市機能誘導施設等の業務施設または共同住宅との複合施設に限る。 ※都市機能誘導施設とは、医療や福祉、商業等をはじめとする日常生活に欠かすことのできない施設等のことです。本市においては、「いわき市立地適正化計画」にて定めている。

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
いわき市	農林水産部	林業振興課	林業振興係	0246-22-1181	いわき市木づかい住宅ポイント事業	7月より公開予定	住宅新築・取得	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市産木材を一定量使用した住宅を新築、増築、改築または購入された建築主等に対して、いわき産の農林水産物等と交換可能なポイントを交付 【交付ポイント（1ポイント1円相当）】 1件（1世帯） 20万ポイント ・森林認証材を規定量の半分以上使用した場合10万ポイントの加算 	<p>次の全ての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①いわき市内で自ら所有かつ使用するための住宅であること。 ②施工業者のまたる営業所はいわき市内にあること。 ③令和8年3月1日以降に完成している住宅であること。 ④主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び間柱（厚さ27mm以上）、内装材（天井、内壁、床等）及び外装材（軒天、外壁等）において、要領に定める量以上のいわき産木材を使用している住宅であること（木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる）。 ⑤建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。 ⑥世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと。 ⑦いわき市税の滞納がないこと。
いわき市	保健福祉部	高齢福祉課 障がい福祉課	高齢福祉課 高齢福祉係 障がい福祉課 支援係	高齢福祉課 0246-22-7453 障がい福祉課 0246-22-7485	いわき市高齢者等住宅リフォーム事業	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/100100000139/index.html	その他	その他	<p>高齢者や重度心身障害者の自立支援 あらかじめ市のリフォームヘルパーからアドバイスを受け、給付の対象と認められた工事について、世帯の生計中心者の市民税課税状況に応じて助成（上限：高齢者区分500千円、障がい者区分1,000千円）</p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①要支援・要介護等認定（第2号被保険者を含む）を受けている方で、かつ、介護保険住宅改修の支給を受けている方又は住宅リフォームの申請と同時に支給申請をする方 ②肢体または視覚障害で1、2級の身障手帳を所持し、日常生活において介助を要する方（ただし、3級以下の複数の障がいにより2級の認定を受けている方を除く） ③療育手帳Aを所持し、日常生活に介助を要する方
いわき市	生活環境部	環境企画課	環境企画係	0246-22-7528	いわき市住宅用太陽光発電等設置促進補助事業	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1680488419046/index.html	省エネルギー化	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム（10千円/kW 4kWまで） ・定置用リチウムイオン蓄電システム（10千円/kWh 7kWhまで） ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）（50千円/台） ・電気自動車等充電設備（V2H）（100千円/台） 	<p>次のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら居住する住宅（店舗、事務所等の用途を兼ねるものを含む。以下同じ）に機器を購入し設置した方又は自ら居住する機器付き住宅を購入した方 (2) 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に機器を設置した方（太陽光発電システムの場合、電力受給開始日が令和8年1月1日から令和8年12月31日の方） (3) いわき市の市税を完納している方 (4) 市内に事務所又は事業所を有する者が販売又は施工する機器を設置した方 (5) 補助を受けようとする機器に対する市の補助金、交付金等を受けていない方 (6) いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者でない方
いわき市	生活環境部	環境企画課	環境企画係	0246-22-7528	いわき市省エネ給湯転換補助事業	未公表（6月より開始）	省エネルギー化	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキュート（20千円/台） ・ハイブリッド給湯器（30千円/台） 	<p>次のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら居住する住宅（店舗、事務所等の用途を兼ねるものを含む。以下同じ）に機器を購入し設置した方 (2) 令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に機器を設置した方 (3) 既存の灯油を使用した給湯設備を撤去し、国補助の省エネ基準を満たす対象設備へ交換した方 (4) いわき市の市税を完納している方 (5) 市内に事務所又は事業所を有する者が販売又は施工する機器を設置した方 (6) 補助を受けようとする機器に対する市の補助金、交付金等を受けていない方 (7) いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者でない方
いわき市	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課	財務係	0246-22-7583	水洗トイレ改造資金融資斡旋及び利子補給制度	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002015/index.html	その他	利子補給	<p>下水道に接続する者に対する融資の斡旋及び利子の補給 （汲み取り便槽または浄化槽1基につき改造工事費用の範囲内額（対象限度額600千円））</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の所有者、または家主の承諾を得て改造を行う借家人で、汲み取り便槽または浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする方
いわき市	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課	業務係	0246-22-7583	雨水流出抑制施設及び止水板設置補助事業	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1575970791772/index.html	その他	補助金	<p>雨水流出抑制施設及び止水板の設置者に対し設置費用の一部助成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雨水浸透施設（工事費用の2/3以内、最大25千円）1棟4基まで ②雨水貯留施設（購入費用の2/3以内、最大50千円） ③浄化槽用雨水貯留施設（工事費用の2/3以内、最大200千円） ④止水板（工事を伴うもの：工事費用の1/2以内、最大500千円） ⑤止水板（工事を伴わないもの：購入費用の1/2以内、最大100千円） 	<p>【対象区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～③浸水（内水）ハザードマップ対象区域 ・④、⑤止水板は浸水（内水）ハザードマップにおける浸水（内水）想定区域 <p>【補助申請期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①、③、④（工事を伴うもの）：令和8年11月30日（月）まで ・②、⑤（工事を伴わないもの）：令和8年12月28日（月）まで
いわき市	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課	業務係	0246-22-7519	いわき市浄化槽整備事業補助金	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1705303285660/index.html	その他	補助金	<p>既設の住宅に設置された単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の設置に係る費用のほか、既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽の撤去や宅内配管工事に係る費用について、補助を実施</p> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する浄化槽の人槽等により変動 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下水道事業計画区域」「地域汚水処理区域」「農業集落排水処理区域」以外にお住まいの方 ・専用住宅にお住まいの方（店舗兼住宅など、併用住宅にお住まいの方は、居住部分の床面積が2分の1以上あること） <p>【対象浄化槽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型浄化槽のみ補助対象 <p>【補助申請期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月12日（金）まで <p>※工事着工前に申請が必要</p>